第２の国際周波数分配の脚注5．４６８中「、コスタリカ」及び「、タンザニア」を削り、同脚注5．４６９中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5．４７１中「カタール、」を「カタール及び」に改め「及び南スーダン」を削り、同脚注5．４７３中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5．４７４の次に次のように加える。

5.474A

地球探査衛星業務（能動）による9200－9300MHz及び9900－10400MHzの周波数帯の使用は、9300－9900MHzの周波数帯内では十分に対応することができない600MHz以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第9.21号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.52号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務（能動）を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第９条の第ⅡＤ節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

5.474B

地球探査衛星業務（能動）で運用する局は、ＩＴＵ－Ｒ勧告ＲＳ．2066－0に従う。

5.474C

地球探査衛星業務（能動）で運用する局は、ＩＴＵ－Ｒ勧告ＲＳ．2065－0に従う。

5.474D

地球探査衛星業務（能動）の局は、9200－9300MHzの周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900－10000MHzの周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに10.0－10.4GHzの周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

第２の国際周波数分配の脚注5．４７７中「オマーン」の次に「、ウガンダ」を加え、同脚注5．４８０中「、コスタリカ」及び「、メキシコ」を削り「ベネズエラ」を「コロンビア、コスタリカ、メキシコ及びベネズエラ」に改め、同脚注5．４８１中「ドイツ」を「アルジェリア、ドイツ」に改め「、コスタリカ」及び「、タンザニア、タイ」を削り「分配する。」の次に「コスタリカでは、10.45－10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。」を加え、同脚注5．４８２及び5．４８３中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5．４８４Ａの次に次のように加える。

5.484B

決議第155（ＷＲＣ－15）を適用する。

第２の国際周波数分配の脚注5．４８６中「メキシコ及び」を削り、同脚注5．４９４中「、アンゴラ」を削り、同脚注5．４９５中「、タンザニア」を削り、同脚注5．４９９の次に次のように加える。

5.499A

固定衛星業務（宇宙から地球）による13.4－13.65GHzの周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムに関して無線通信規則第9.21号に基づく同意を得ることを条件とする。

5.499B

主管庁は、固定衛星業務（宇宙から地球）への一次的基礎での分配によって、13.4－13.65GHzの周波数帯に二次的基礎で分配した標準周波数報時衛星業務（地球から宇宙）の送信地球局の置局及び運用を妨げてはならない。

5.499C

13.4－13.65GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。

一　2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システム

一　能動宇宙検知器

一　静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から地球）の衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5.499D

13.4－13.65GHzの周波数帯においては、宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星（能動）業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.499E

13.4－13.65GHzの周波数帯においては、固定衛星業務（宇宙から地球）の静止衛星網は、無線通信規則に従って運用している地球探査衛星業務（能動）の宇宙局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。無線通信規則第22.2号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務（宇宙から地球）に対する地球探査衛星業務（能動）には適用しない。

第２の国際周波数分配の脚注5．５００中「、アンゴラ」を削り、同脚注5．５０１Ａ中「一次的基礎での宇宙研究業務による13.4」を「13.65」に「分配は」を「宇宙研究業務への一次的基礎での分配は」に改め、同脚注5．５０２中「干潮線」を「低潮線」に改め、同脚注5．５０４Ｂ中「Ｍ．1643」を「Ｍ．1643－0」に改め、同脚注5．５０４Ｃ中「サウジアラビア」の次に「、バーレーン」を加え「ＩＴＵＲ勧告Ｍ．1643」を「ＩＴＵ－Ｒ勧告Ｍ．1643－0」に改め、同脚注5．５０５中「、アンゴラ」及び「、タンザニア」を削り、同脚注5．５０６Ｂ中「、ギリシャ」を削り、同脚注5．５０８Ａ中「サウジアラビア」の次に「、バーレーン」を加え「ＩＴＵＲ勧告Ｍ．1643」を「ＩＴＵ－Ｒ勧告Ｍ．1643－0」に改め、同脚注5．５０９Ａ中「サウジアラビア」の次に「、バーレーン」を加え「Ｍ．1643」を「Ｍ．1643－0」に改め、同5．５０９Ａの次に次のように加える。

5.509B

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）による、決議第163（ＷＲＣ－15）に掲げる国における14.5－14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164（ＷＲＣ－15）に掲げる国における14.5－14.8GHzの周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

5.509C

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）による、決議第163（ＷＲＣ－15）に掲げる国における14.5－14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164（ＷＲＣ－15）に掲げる国における14.5－14.8GHzの周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は６ｍであり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は－44.5dBW／Hzでなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

5.509D

決議第163（ＷＲＣ－15）に掲げる国の14.5－14.75GHzの周波数帯及び決議第164（ＷＲＣ－15）に掲げる国の14.5－14.8GHzの周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局の使用を開始する前に、この地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から海側22kmの地点で海抜０ｍから19000ｍまでの全ての高度において－151.5dB（Ｗ／（㎡・４kHz））を超えないことを確保しなければならない。

5.509E

決議第163（ＷＲＣ－15）に掲げる国の14.5－14.75GHzの周波数帯及び決議第164（ＷＲＣ－15）に掲げる国の14.5－14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局の位置は、他の国との国境から最低でも500kmの距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的に合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連するＩＴＵ－Ｒ勧告の最新版を考慮するものとする。

5.509F

決議第163（ＷＲＣ－15）に掲げる国の14.5－14.75GHzの周波数帯及び決議第164（ＷＲＣ－15）に掲げる国の14.5－14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。